

大阪市における人権相談事業について

大阪市人権啓発・相談センター

1 事業開始・場所

平成 22 年 4 月 大阪市人権啓発・相談センター
大阪市西区立売堀 4-10-18 (阿波座センタービル 1 階)

2 事業の内容

- (1) 平日昼間だけでなく、平日夜間、休日にも相談窓口を開設し、市民からの人権相談に電話又は面談により対応
- (2) 区役所等で面談を希望される市民のために、出張による人権相談を実施
- (3) 法的な助言を必要とする相談については、それぞれの人権課題に精通した弁護士に相談できる体制を構築

3 相談体制

- (1) 事業委託により専門相談員を配置
- (2) 単一の機関では対応できない幅轄した課題への対応
- (3) 深刻な人権侵害の予防的役割
- (4) 本人同意を得たうえで同行支援体制の整備

4 相談実績

※(平成 26 年度は、26 年 4 月～27 年 2 月の合計件数)

- (1) 相談件数 〈実件数〉 / 〈課題別件数〉
 - ・平成 26 年度 4,187 件 / 8,916 件 (の内 同和問題 67 件 ; 0.7%)
 - ・平成 25 年度 3,866 件 / 9,995 件 (の内 同和問題 80 件 ; 0.8%)
 - ・平成 24 年度 2,833 件 / 9,594 件 (の内 同和問題 162 件 ; 1.7%)
- (2) 課題別相談内容
 - ・障がい者、生活、近隣、女性、労働、家族・・・ 同和問題 等
- (3) 区役所、他の専門機関との連携
 - ・区役所等と合同でケース検討会議の開催
 - ・ケーススタディなどの研修会開催(毎月 1 回)
 - ・専門相談機関とのネットワークを構築

5 同和問題に関わる相談事例